

2023 June

6

No.880

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



佐賀県社会保険協会

検索



■見帰りの滝 (唐津市相知町)

写真提供: (一社) 佐賀県観光連盟

今月の記事

● 日本年金機構

- ・年金委員制度のご案内 2~3
- ・7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします 6

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・健康保険委員にご登録ください 4~5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください 8

職場内で回覧しましょう

年金委員制度のご案内

事業主の皆さまへ

公的年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたいと思う年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『**職域型**』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

- ◆全国の年金事務所では、定期的に**年金委員を対象とした研修会を開催し**、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年、リモートによる全国年金委員研修会を開催しています。
- ◆平成25年度より、「**年金委員功労者厚生労働大臣表彰**」制度が開始されました。受賞者は所属する会社名とともに、厚生労働省ホームページに掲載されます。

なお、『**職域型**』年金委員である従業員がお辞めになる際は、引き続き『**地域型**』年金委員へ移行していただけるようご案内をお願いします。

1 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『**職域型**』と『**地域型**』の2種類に区分されています。

『**職域型**』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『**地域型**』は自治会など地域において活動していただきます。

2 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

【**職域型**】厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いします。令和5年3月末時点で、全国で約12万7千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

【**地域型**】市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和5年3月末時点で、全国で約8千百人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

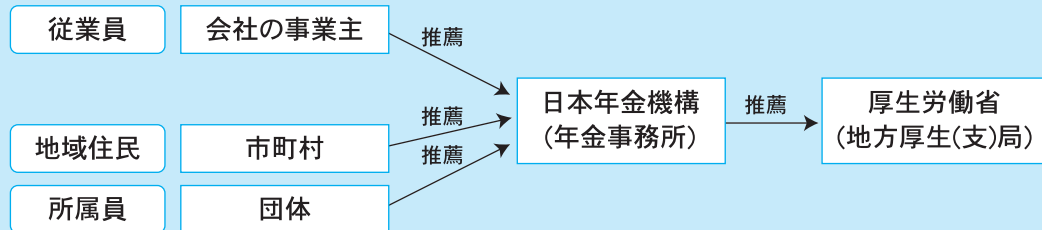
3 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。

【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。

＜推薦のながれ＞



職域型年金委員の推薦にあたっては、原則として推薦時点において、現に厚生年金保険に関する事務の担当者あるいは過去に担当していたことがあるなど、一定期間の経験と年金制度についての知識のある者とされています。

4 推薦の方法

職域型年金委員の推薦方法は、厚生年金保険の適用事業所の事業主様が、同封の「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へ提出いただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

年金委員に関する Q & A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：全国の年金事務所で定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。そのため、他の従業員に対して公的年金に関する必要な情報提供を行うことができます。
また、研修会を通じ、他の事業所との交流が持てるといった意見もありました。
さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の **佐賀・唐津・武雄年金事務所** までご連絡をお願いします。

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和5年6月分 保険料の納付期限は **令和5年7月31日(月)** です。

事務手続きや健康づくりに役立つ 健康保健委員に ご登録ください!

健康保健委員とは、
事業所と協会けんぽを
つなぐ 橋渡し役です!



健康保険委員の活動内容

健康保険事務の相談



協会けんぽへの
各種申請に関する従業員の
皆さまからの相談、
対応をお願いします。

周知・広報



協会けんぽからの
お知らせの周知や、
広報誌、健康情報冊子等の
回覧・掲示をお願いします。

各種事業の推進



職場の皆さまの健康づくり、
健康診断受診の案内など
各種事業への呼びかけを
お願いします。

よくあるご質問

Q 健康保険委員になることで 仕事が増えますか?

A 新たなお仕事が増えることはありません。
日々のお仕事に支障のない範囲でご協力
いただいております。
協会けんぽが事業所宛に広報誌等をお送り
いたしますので、従業員様からのご相談にお役
立てください。

Q 健康保険委員になるには、 特別な役職が必要ですか?

A 役職は必要ありません。
協会けんぽ佐賀支部の被保険者様であれば、
どなたでもご登録いただけます。
(役職、年齢、在職期間、性別等は一切問い
ません。)

Q 他の事業所の 健康保険委員の登録状況は?

A 協会けんぽ佐賀支部では約2,300名の方
が健康保険委員に登録済みで、全国の健康
保険委員数は約25万人にのぼります。

Q 健康保険委員の 登録は強制ですか?

A 法律上の強制力はありませんが、平成26年
度の法令改正により健康保険委員の設置
に関する事項が法制化されましたので、各
事業所に1名以上ご登録いただいております。
全ての加入事業所とつながりを深めたいため、
協会けんぽと従業員様の窓口となる健康
保健委員にご登録いただきますようお願い
いたします。

Q 事務手続きを社会保険労務士に 委託していても、委員登録は 必要ですか?

A 社会保険労務士の委託状況に関わらず、各
事業所に1名以上ご登録いただいております。
なお、健康保険委員の方には、従業員様の
健康増進に関するサポートもお願いしており、
事務手続き以外の情報を入手できるのも
委員ご登録のメリットです。

Q 健康保険委員の登録手続きには 手間がかかりますか?

A 簡単にご登録いただけます。5ページの「健康
保険委員 新規申込書」をFAXまたは郵送で
ご提出いただくだけでご登録完了です。

健康保険委員 新規申込書 (兼FAX送信票)

郵送によるご提出も可能です。

FAX:0952-27-0617(協会けんぽ佐賀支部行)

事業所所在地		
事業所名称		
連絡先 (ゴム印可)		
ご担当者氏名		
健康保険証の 記号・番号	(記号)	(番号)
メールマガジンの 登録(任意)	月に1回、健康保険に関するお役立ち情報や、健康づくりに役立つ情報を配信いたします。 利用規約をご確認いただき、メールアドレスの記入をお願いします。	
	E-mail:	@

◆お手数ですが本申込書をコピーしてお使いください。

健康保険委員への特典

●事務手続きに役立つ冊子をお届けします!

健康保険制度や各種申請書の記入のポイントについて解説した「協会けんぽGUIDE BOOK」を配布いたします。

●職場の健康管理・維持増進に!

職場の健康づくり等に役立つ「健康情報冊子」を、年に4回、季節毎に健康保険委員限定で配布いたします。



健康保険委員への特典

メールマガジンについて

**登録
無料**

毎月1回25日頃に、健康保険のお役立ち情報等を配信しています。

※保険料率の変更などは臨時号として、いち早く配信!
事業主や健康保険事務のご担当者はもちろん、加入者の皆さまにもおすすめです!

利用規約はこちら



配信内容

- ①制度改正、保険料率の変更
- ②知ってトクする
医療保険情報の紹介
- ③保健師等による健康コラム

などなど

(社会保険さが6月号)



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

事業主の皆様へ

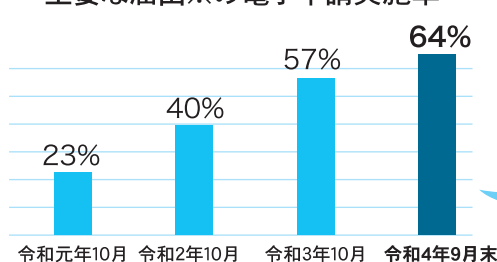
7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。

※届出用紙は6月中旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。
(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」のご提出がない場合、厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる「標準報酬月額」の見直しができません。提出期間内(令和5年7月1日～令和5年7月10日)に必ずご提出をお願いいたします。
- 令和5年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。
(6月中旬にお送りしております「算定基礎届」は令和5年5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、令和5年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)

社会保険の 手続きは 電子申請が 早くて便利です

主要な届出※の電子申請実施率



電子申請による
届出が
増えています！

※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届

電子申請のご利用方法

3ステップでカンタンにご利用できます！

STEP
1

「GビズID」の
アカウント取得

STEP
2

申請データの
作成

STEP
3

届書作成
プログラム※
から申請

※届書作成プログラムとは、届書を簡易に作成・申請できるプログラムで、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

「GビズID」の詳しい内容、手続きは
GビズIDホームページをご覧ください。



G ビズ ID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

ご利用に関するお問い合わせは日本年金機構ホームページをご覧ください

初めて電子申請をご利用する方は「電子申請ご利用案内動画」をご覧ください。

また、よくあるお問い合わせは「電子申請相談チャット」をご利用ください。



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



令和5年度 社会保険事務講習会のご案内

『算定基礎届等に関する講習会』

算定基礎届や月額変更届等の報酬に関する届出や記入の仕方について学びます。【講師は変更となる場合があります】

『健康保険給付に関する講習会』

協会けんぽに関する各種給付制度について学びます。

令和5年	会 場	講 師	令和5年	会 場
6月 8日(木)	唐津 高齢者ふれあい会館りふれ	城 志保 社会保険労務士	7月 7日(金)	佐賀：アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
6月12日(月)	武雄 武雄市文化会館	中村 好江 特定社会保険労務士	7月11日(火)	鳥栖：サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
6月13日(火)	鳥栖 サンメッセ鳥栖	大木 傑 社会保険労務士	7月12日(水)	唐津：高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市二タ子3-155-4)
6月14日(水)	佐賀 メートプラザ佐賀	池田 信宏 社会保険労務士	7月13日(木)	武雄：武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参 加 費 **会員事業所は無料**
(但し、非会員事業所及び令和4年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

[申込方法](#)
[FAX、郵送](#)または[ホームページ](#)よりお申込み下さい。
 佐賀県社会保険協会
 [検索](#)

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『算定基礎届等に関する講習会』 (唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 令和5年 月 日 ()	『健康保険給付に関する講習会』 (佐賀 ・ 鳥栖 ・ 唐津 ・ 武雄) 会場 令和5年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

令和5年7月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	4 鹿島市役所 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10 年金事務所 延長相談19時まで	11 基山町役場 (予約)	12 有田町役場 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17	18 鹿島市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24/31 年金事務所 延長相談19時まで	25 基山町役場 (予約)	26	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

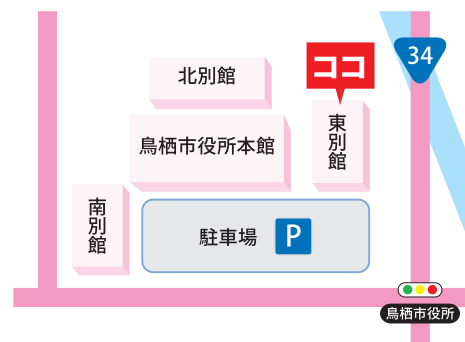
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください

相談日時を
ご予約いただけます

予約専用電話番号

☎0942-50-8151



日本年金機構は、年金相談のお客様ニーズに応えるため

「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設しております。

同センターでは社会保険労務士等が年金事務所と同様に、国民年金や厚生年金保険の受給に関するご相談や手続きを無料で行いますので、是非ご利用ください。

また、お客様をお待たせすることが無いように、相談は原則予約制となっています。

【場所】鳥栖市役所東別館1階

【時間】平日の8:30～17:15(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

お問い合わせ

- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください
(音声途中でも可)。

お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③
国民年金課：② 厚生年金徴収課：④